

法令適用事前確認手続  
照会書

平成 24 年 6 月 4 日 初回発行  
平成 24 年 8 月 3 日 改訂

経済産業省  
商務情報政策局 製品安全課課長 殿

照会者名：新潟精機株式会社  
代表取締役 五十嵐利行  
住所：新潟県三条市林町 1 丁目 22 番 17 号

下記について、照会をします。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項：電気用品安全法 第三条「事業の届出」および「別表第二」に関して。
2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為  
以下に示すリチウムイオン電池を、弊社扱い製品への同梱あるいは単品販売を行う。
3. 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解  
リチウムイオン電池に関しては、特定電気用品以外の電気用品の No. 339 に該当し、基準としては別表第二のとおり「体積エネルギー容量：400wh/L」を超えるものは、電気用品安全法 第三条「事業の届出」に定められるとおり、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は届出が必要とされています。当該リチウムイオン電池については、下記の条件および計算より「届出対象外」との判断をいたしております。  
本自己見解について、相違無いかの確認をお願い致します。

[自己見解]

- ・リチウムイオン電池の定格電圧：3.7V
- ・リチウムイオン電池の定格電流：1,800mAh
- ・リチウムイオン電池の体積： $53.2 \times 35.0 \times 11.0 [\text{mm}] = 20,482 [\text{mm}^3] = 0.020482 [\text{L}]$   
(下図参照)





以上、仕様表よりの定格電圧/電流および電池体積の計算より、

$$\text{体積エネルギー容量} : (3.7 * 1.8) / 0.020482 = 325.16 [\text{wh/L}]$$

よって、「体積エネルギー容量 : 400wh/L」を超えない。

4. 公表の遅延の希望 : なし

5. 連絡先

- (1) 郵便番号 : 955-0061
- (2) 住所 : 新潟県三条市林町1丁目22番17号
- (3) 法人にあつては担当者名 : 新潟精機株式会社 技術開発課 小出誠
- (4) 電話番号 : 0256-33-5509 ・ FAX 番号 : 0256-33-5517
- (5) 電子メールアドレス : koide.mkt@niigataseiki.co.jp

以上のとおり、お伺いいたします。